

令和2年5月15日

保護者の皆様

鳴門教育大学附属小学校
校長 下山敬子

附属小学校における再開について（お願い） （令和2年5月15日時点）

保護者の皆様には、これまで、新型コロナウイルス感染症の感染防止に向けて、適切に対応いただいておりますことに感謝申し上げます。

本校といたしましては、国の「緊急事態宣言の解除」を受け、県や徳島市の通知を参考に大学と協議した結果、現時点で、徳島県で新たな感染者が確認されていないことから次のとおり再開いたします。

1 学校再開について

- (1) 令和2年5月25日（月）より学校を再開します。
※基本的な感染対策を徹底した上で、「3つの密」を避けるよう工夫して学校教育活動を再開します。
- (2) 段階的な再開をします。
令和2年5月25日（月）～6月5日（金）の間は、学級を2つの班に分け、1日おきに、午前中のみ登校することになります。
※登校方法や学習内容等については、5月18日、19日の課題回収・配付時にお手紙でお知らせします。
- (3) 学校に感染者が発生した場合、感染の状況等を総合的に考慮し、保健所等と相談して、臨時休業を含めた対応をとります。その際は、学校から速やかにメール等でお知らせします。

2 学校給食について

- (1) 2～6年生は27日（水）から、簡易な給食を提供いたします。
- (2) 手洗いを徹底し、衛生面に十分留意します。
- (3) 必ずマスクの着用をお願いします。
- (4) 2～6年生のアレルギー対応が必要な児童には、献立表を郵送します。
※チェックしたものを、登校初日にご提出ください。

3 児童の心のケア等について

- (1) 学級担任や養護教諭等を中心としたきめ細やかな健康観察等から、児童の状況を把握します。ご家庭でも気になることがあれば学校へご連絡ください。
- (2) スクールカウンセラー等による支援を行う等、心の健康問題に適切に対応していきます。
- (3) 新型コロナウイルス感染症に関する適切な知識を基に、発達段階に応じた指導を行うことを通して、児童や保護者に対する新型コロナウイルス感染症を理由とした偏見や差別が生じないように十分配慮します。

4 児童への対応について

- (1) お子様の感染が判明した場合またはお子様が感染者の濃厚接触者に特定された場合は、学校保健法第19条に基づき出席停止の措置とします。濃厚接触者に特定された場合は、感染者と最後に濃厚接触した日から起算して2週間を出席停止とし、外出せず自宅待機をさせていただきます。どちらの場合も、判明した時点で、速やかに学校にご報告ください。
- (2) お子様に発熱等の風邪の症状がみられるときは、自宅で十分休養するようにしてください。その場合も、出席停止とします。
- (3) 少なくとも次のいずれかに該当する場合は、関係機関にすぐに相談するようにしてください。

【受診相談の目安】

- ・息苦しさ、強いだるさ、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
- ・発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合
(症状が4日以上続く場合は必ず相談 症状には個人差があるので強い症状と思う場合はすぐに相談)

【相談先】

- ・帰国者・接触者相談センター（徳島保健所）☎088-602-8907
※お住いの管轄の保健所にお問い合わせください。
 - ・一般相談窓口（コールセンター）☎0120-109-410
(フリーダイヤル：24時間対応可能)
- ※小児に関しては、小児科医による診察が望ましく、帰国者・接触者相談センターやかかりつけ小児医療機関に電話等で相談してください。
- ※医療機関を受診の際は、あらかじめ電話をして、マスクを着用し、手洗い、咳エチケットの徹底をお願いします。

- (4) お子様の基礎疾患等により、感染が心配で登校させたくない心配されている保護者の方は、学校にご相談ください。

5 感染拡大防止に向けて

- (1) 朝・夜、お子様の検温をしていただくとともに、健康観察カードに記入し、学校までお知らせください。
- (2) ご家庭の生活の中でも、引き続き、感染予防のために有効な手段であるこまめな丁寧な手洗い、マスク着用や咳エチケットの徹底、手指のアルコール消毒、十分な換気等についてご指導いただき、自らを感染から守るための基本的な備えができますようお願いいたします。

保護者の皆様には、以上の点について、十分御留意いただき、対応に御理解・御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。